

## 職務発明に対する産業界の意見

2014年2月26日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中  
経済産業省 特許庁 御中

日本知的財産協会  
日本製薬工業協会  
一般社団法人 電子情報技術産業協会

わが国の成長戦略として、イノベーションを促進し産業発展に資する観点から、職務発明制度の抜本的改正を提言する。

現行法は改正から10年目を迎え、規定が持つ構造的な課題（真の権利者問題、労働者の不平等感）と運用上の問題点（グローバル化の障害、訴訟リスク、煩雑さ）が浮き彫りになってきた。

抜本的改正の骨子は以下の3点である。

①職務発明に関する特許を受ける権利は原始的に法人（企業）に帰属する。

職務発明は会社の意思に基づく投資とリスクテイキングの産物であり、賃金が支払われる労働の成果物でもあることから、その権利は原始的に法人帰属とするのが至当である。

②職務発明の発明者の名誉は尊重する（これまでと同じように発明者として公報に掲載される）。

企業内の発明であっても、その創造的な活動は発明者を顕示する形で尊重される。

③研究・開発者に対するインセンティブ施策は、法的強制ではなく企業の自由設計に任せる。

企業にとっては、人材は最も貴重な経営資源であり、優秀な人材確保は経営の至上命題である。従って、発明奨励・イノベーション促進のための適切な諸施策は、自由競争の下で企業の実態に合わせて講じられるのが、最も効果的かつ効率的である。

本提言の対象は企業であり、内容は大企業のみならず中小企業にとっても適切なものである。一方で、企業とは目的を異にする大学や国の研究機関などは対象外である。なお、大学等に対しては、法人帰属とは別の規定を考える事は可能である。

以上